

労働安全制度の概要

1. はじめに

シンガポール人材省（Ministry of Manpower: MOM）は、安全な労働環境を整備するための枠組み、Occupational Safety and Health Framework（OSH）を構築し、労働者が安全で快適な環境の下で労働できるような職場作りを進めている。OSHの内容は、雇用者などに対して職場に生じる危険を減少させることを要求することが中心となるが、そのために、安全な労働環境を整備するための啓蒙活動を行うと共に、違反者に対する厳しい罰則を用意して事故を防ぐ方法が採られている。OSHの中心となるのは、「労働場所の安全と健康に関する法律」（Workplace Safety and Health Act：WSHA）である。

2. 労働場所の安全と健康に関する法律

「労働場所の安全と健康に関する法律」（Workplace Safety and Health Act：WSHA）は2006年3月1日に施行された法律で、それまで労働安全に関するルールを規定していた工場法（Factories Act）に取って代わるものである。同法では、職場の占有者に対して、当該職場そのもの、職場への出入り手段及び職場で管理されている機械・道具等を安全なものとし、職場にいる人に対する危険が生じないように合理的に実行可能な手段を講じなければならないものとしている。また、全ての雇用者に対しても、従業員の安全と健康を保障するために合理的に実行可能な手段を講じることを義務付けている。さらに同法は、人材省が指定するコミッショナーに対し、安全確保のための是正命令や操業中止命令など、広範な権限を与えている。そして、同法やコミッショナーの命令に従わない者に対しては、罰金及び懲役刑という罰則が設けられている。

もし職場において事故や病気などが発生した場合には、コミッショナーは、検査官に調査を行わせることができ、また、調査委員会を設けて調査報告をさせることもできる。

法が指定する範囲内の全ての職場においては、安全と健康に関する担当者（Workplace Safety and Health Officer）又はその補助者（Workplace Safety and Health Co-ordinator）を置くとともに、職場における安全と健康に関する委員会（Workplace Safety and Health Committee）を設けなければならない。委員会は、職場の安全環境に関する経営者と従業員との協力関係を促進し、安全に関する検査を行う。また、職場の安全と健康に関する検査官（Workplace Safety and Health Auditor）を置き、安全管理やリスク評価に関するチェックを行わせる。

3. 通知・登録制度

- a) 2008年11月1日より、労働場所の安全と健康に関する規則 2008 (Workplace Safety and Health Regulations 2008) により、WSHAに規定する「工場」(Factories)は、操業を開始する前に、人材省のコミッショナーに対し、労働場所の安全と健康 (Workplace Safety and Health : WSH) に関する通知 (Notification) をしたり、登録証明書 (Certificate of Registration : CR) を申請しなければならなくなった。
- b) この規則は、(a)操業期間が2ヶ月を超えない工場、(b)そこで働く人員の数が通常10人未満の労働場所、(c)機械力・蒸気ボイラー・蒸気コンテナ・蒸気受け・空気受け・冷凍プラント受圧部・ガスプラント・可燃性物質・有毒物質のいずれも用いられたり製造されたりしない労働場所には適用されない。
- c) 同規則によれば、一定の場所を工場 (別紙1記載の工場を除く。) として占有又は使用しようとする者は、工場の操業に先立って、人材省のコミッショナーに対し、工場の占有又は使用の意思を通知しなければならない。この通知義務は、他人から工場を取得して占有又は使用しようとする者にも課せられている。また、通知した情報の内容に変更が生じた場合には、変更から14日以内に変更された情報を通知しなければならない。工場の占有又は使用をやめる場合には、やめる14日前までにその旨の通知を行わなければならない。これらの通知を怠った場合には、罰金が科せられる。
- d) また、同規則の別紙1に記載されている、建設現場、造船所、石油化学工場、有毒又は可燃性の液体を5,000立方メートル以上保管する工場、一定の物質を扱う化学工場、製薬工場、半導体ウェハー製造工場、100人以上の人員を使う金属加工工場を操業する場合には、上記の通知ではなく、コミッショナーに対して工場の登録申請を行わなければならない。コミッショナーが登録を適当と認める場合には、登録証明書 (Certificate of Registration) が発行されるが、コミッショナーは条件付とすることもでき、また、登録が適当と認めない場合には、申請を却下することもできる。
- e) 工場の占有者が既に登録証明書を有している場合で、2008年10月31日以降に登録証明書の期限が切れる場合、その占有者は、リスク・マネジメントに関する宣言 (Risk Management Declaration) を行うだけでよい。
- f) コミッショナーは、登録された工場における業務や環境が変化したり、状況が変化した場合には、工場の占有者に対して必要な措置を要求することができる。また、工場の占有者が必要な措置を取らなかった場合又は登録における条件の違反があった場合には、コミッショナーは、登録を一定期間停止したり、取り消すことができる。

4. 安全と健康の管理システム

人材省は、職場の安全と健康を促進するための管理システムとして、職場の安全と健康のためのリスクマネジメントに関する規則 2006 (Workplace Safety

Copyright © 2009 JETRO All Rights Reserved

and Health (Risk Management) Regulations 2006) を定め、安全と健康の管理システム (Safety and Health Management System : SHMS) を構築した。SHMS は、安全と健康に関する目標の設定、計画立案及び計画実施の評価などを行う。全ての職場において、雇用者はリスクの発生原因を特定し、予期されるリスクを消滅させるために合理的で実行可能な対応をしなければならない。リスクを消滅させることが現実的でない場合には、リスクを最小限にするために合理的に実行可能な手段を講じなければならない。この規則に違反した場合には、罰則が設けられている。

5. 圧力容器・巻上げ装置に関する登録制度

圧力容器 (Pressure Vessel) や巻上げ装置 (Lifting Equipment) は、人の生命に危険を及ぼす可能性が高い危険な装置であるから、上記の一般的な労働場所の安全と健康に関する規則とは別に、登録制度がある。

6. 事故報告

労働場所において事故、危険の発生、病気が発生した場合には、事故報告 (Incident Report) を行わなければならない。事故とは人間の行為によるものを言い、危険の発生とは、例えばクレーンの崩落やボイラーの爆発といった事象を言う。病気の発生とは、例えば鉛中毒やアスベスト被害といった職場環境に基づく身体の傷害を言う。事故報告は、従業員が死傷した場合にはその雇用者が、危険の発生が生じた場合や危険の発生により一般人が死傷した場合には労働場所の占有者が、病気が発生した場合には診断した医師及び病気になった者の雇用者が、それぞれ一定の期間内にコミッショナーに対して行わなければならない。この報告を怠った場合には、罰金又は懲役刑の罰則が科せられる可能性がある。

7. その他

上記以外にも、人材省は、様々なプログラムを用意して、職場の安全環境の向上に努めている。なお、人材省 (Ministry of Manpower) は、下記ウェブページにおいて労働安全制度について詳細な説明を行っている。

http://www.mom.gov.sg/publish/momportal/en/communities/workplace_safety_and_health.html

労働安全制度の詳細については、上記ウェブページで確認するか、直接人材省に確認することが望ましい。

【注】

本レポートは、ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所 (www.kcpartnership.com) がジェトロ・シンガポールのために作成したものです。本レポートは、一般的な情報の提供のみを目的として作成されたものであり、個別のケースについて正式な助言をするものではありません。

ん。本レポートの情報のみに依拠された場合は、ジェトロ、同法律事務所ともに責任を負いかねますのでご了承ください。